

平成 28 年 1 月 15 日(金)
午後 3 時 00 分から
足立区役所 1205- A 会議室

平成 27 年度 第 3 回足立区環境審議会資料

目 次

< 審 議 事 項 >

- 審議 1 第二次足立区環境基本計画の延長に伴う新たな目標の設定について
- 審議 2 第三次足立区環境基本計画について

< 報 告 事 項 >

- 報告 省エネ法及び都環境確保条例に基づく報告書の提出について

平成 27 年度第 3 回足立区環境審議会資料

件 名	第二次足立区環境基本計画の延長に伴う新たな目標の設定について																				
所管部課	環境部環境政策課																				
事業(結果)の概要	<p>1 第二次足立区環境基本計画の上半期の進捗状況</p> <p>47 の指標について上半期の進捗状況を調査し、結果をまとめた。主な指標についての上半期の進捗状況は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="341 607 1461 972"> <thead> <tr> <th></th> <th>26 年度の実績</th> <th>27 年度上半期</th> <th>26 年度上半期</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気使用量 (kWh)</td> <td>目標 10% 実績 12.7%</td> <td>11 億 8,907 万</td> <td>11 億 9,480 万</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>都市ガス使用 量 (m³)</td> <td>目標 2% 実績 2.8%</td> <td>53,918,888</td> <td>54,337,182</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>区内のごみ処 理量 (トン)</td> <td>目標 5% 実績 4.3%</td> <td>67,552</td> <td>70,900</td> <td>4.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>区収集量のみを参考値</p> <p>すべての指標の進捗状況については、別添資料 1 ～ 4 ページの上半期の状況を参照。なお、指標によっては、調査、集計、解析等の関係で上半期の数値が出ないものもある。</p> <p>2 新目標数値の設定</p> <p>第二次環境基本計画の計画期間を一年延長し、平成 28 年度までとするため、各指標の新たな目標を設定する必要がある。各所管課からの回答に基づき、47 の指標のうち 15 の指標に新たな目標数値を設定する。</p> <p>(新たな数値は、別添資料 1 ～ 4 ページの 28 年度新目標を参照)</p> <p>(1)すでに目標を達成したので、より高い目標を設定するもの 11 指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区内の年間電気使用量 ○区内の年間都市ガス使用量 ○区施設の年間都市ガス使用量 ○自転車利用環境整備延長 ○保存樹林指定か所数 ○区立学校緑被率 ○環境に関するリーダー・ボランティアの数 ○夏休み子どもエコプロジェクト提出者 ○環境に関するイベント参加者数 ○地域で自主的に美化活動をしている団体数 ○環境学習講座等対応数 <p>(2)実態に合わせて数値を下方修正するもの 2 指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自転車駐車場収容台数 ○こどもエコクラブ登録団体数 <p>(3)目標達成見込みであり、より高い目標を設定するもの 2 指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理量 ○資源化率 		26 年度の実績	27 年度上半期	26 年度上半期	増減	電気使用量 (kWh)	目標 10% 実績 12.7%	11 億 8,907 万	11 億 9,480 万	0.5%	都市ガス使用 量 (m ³)	目標 2% 実績 2.8%	53,918,888	54,337,182	0.8%	区内のごみ処 理量 (トン)	目標 5% 実績 4.3%	67,552	70,900	4.7%
	26 年度の実績	27 年度上半期	26 年度上半期	増減																	
電気使用量 (kWh)	目標 10% 実績 12.7%	11 億 8,907 万	11 億 9,480 万	0.5%																	
都市ガス使用 量 (m ³)	目標 2% 実績 2.8%	53,918,888	54,337,182	0.8%																	
区内のごみ処 理量 (トン)	目標 5% 実績 4.3%	67,552	70,900	4.7%																	

平成 27 年度第 3 回足立区環境審議会資料

件 名	第三次足立区環境基本計画について						
所管部課	環境部環境政策課						
事業(結果)の概要	<p>1 計画の策定スケジュールと専門部会の設置（別添資料 5 ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回環境審議会を 3 月 29 日に開催し、平成 28 年度に 6 回開催する予定。 ・環境基本計画についてより専門的な検討を行うため、環境審議会に 2 つの専門部会を設置し、平成 28 年度に各 3 回開催する予定。 ・区の基本構想・基本計画の策定スケジュールと連動する。 ・構成員は、学識経験者を中心に、環境審議会委員の代表等により構成する予定。 <p style="text-align: center;">< 専門部会の構成案 ></p> <table border="1" data-bbox="379 846 1433 1234"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 846 703 898">部会名（仮称）</th> <th data-bbox="703 846 1433 898">検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 898 703 1093">地球温暖化対策専門部会</td> <td data-bbox="703 898 1433 1093">区民・事業者が、日々の暮らしや経済活動の中で、地球温暖化対策を無理なく持続的に実践することができるように必要な施策や行動指針を検討する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1093 703 1234">ひとつづくり・自然環境専門部会</td> <td data-bbox="703 1093 1433 1234">環境保全に対して高い意識を持ち、実践行動ができる人材を育成するしくみと、生物多様性の保全のあり方について検討する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第三次足立区環境基本計画の位置づけ、構成について</p> <p>(1) 三次計画の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在策定中の足立区基本構想、基本計画で掲げる将来像の実現に向けて、環境分野を担う計画である。 ・環境に関する最上位計画として、まちづくり、防災、福祉・健康・産業等の行政計画との連携を強化し、分野横断的に環境保全の方向性を示す。 ・三次計画においては、次の三つの計画を包含する。 <p style="margin-left: 40px;">地球温暖化対策地方公共団体実行計画</p> <p style="margin-left: 80px;">地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 に規定され、自らの事務・事業における温室効果ガスの排出削減・吸収作用の保全や、区域内における化石燃料以外のエネルギーの利用促進、区域内の住民・事業者が行う排出抑制活動の促進などについて定めるもの</p> <p style="margin-left: 40px;">生物多様性地域戦略</p> <p style="margin-left: 80px;">生物多様性基本法第 13 条に規定され、生物多様性国家戦略を基本と</p>	部会名（仮称）	検討内容	地球温暖化対策専門部会	区民・事業者が、日々の暮らしや経済活動の中で、地球温暖化対策を無理なく持続的に実践することができるように必要な施策や行動指針を検討する。	ひとつづくり・自然環境専門部会	環境保全に対して高い意識を持ち、実践行動ができる人材を育成するしくみと、生物多様性の保全のあり方について検討する。
部会名（仮称）	検討内容						
地球温暖化対策専門部会	区民・事業者が、日々の暮らしや経済活動の中で、地球温暖化対策を無理なく持続的に実践することができるように必要な施策や行動指針を検討する。						
ひとつづくり・自然環境専門部会	環境保全に対して高い意識を持ち、実践行動ができる人材を育成するしくみと、生物多様性の保全のあり方について検討する。						

して地方公共団体の区域内の生物多様性保全及び持続可能な利用に関し、目標や施策を定めるもの

環境保全活動・環境教育・協働取組の行動計画

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 8 条に規定され、政府の定める環境保全活動、環境教育、協働取組に関する基本方針を勘案して、区域内の行動計画を定めるもの

(2) 策定の視点

- ・区的环境に関する行政計画であるとともに、区民のくらしや事業者の活動に対する指針を示す。
- ・地球温暖化対策の国際的な新たな枠組み（パリ協定）が採択され、日本政府も新たな温室効果ガス削減目標を提出した。また、東京都も東京オリンピック・パラリンピックの開催とその後の環境レガシ（遺産）の形成を意識した計画づくりを進めている。こうした国や都の動向を捉えた計画とする。
- ・将来にわたって、持続的な地域を目指すために、環境側面から魅力的で誇りを持って暮らすことができるまちづくりを実現し、高齢化や人口減少などの課題も考慮する。

< 足立区の人口動態 >（別添資料 6 ページ）

- ・ 高齢化率 24.2%（平成 27 年度実績）
- ・ 生産年齢人口率 63.6%（平成 27 年度実績）
- ・ 30 年後、総人口 6 万人減、高齢化率 34%（平成 27 年度比推計）

(3) 基本理念と目指す将来像

- ・基本理念は現行計画の「地球にやさしいひとのまち」を踏襲する方向で検討する。
- ・目指す将来像は、平成 26 年度の検討成果である「みんなで学び考え、実践する生活環境都市」を仮置きしている。

(4) 計画の構成

- ・現行計画は、施策ごとに記載され、行動主体別の記載がなく、「区民・事業者は何をすべきか」が把握しにくい。三次計画では、「（仮称）計画編」と「（仮称）行動編」の二部構成とし、行動編において区民・事業者の役割や具体的な行動を示す。

計画の構成案は 5 ページのとおり。ただし、図に記載されている文言については、イメージするための仮置きである。柱建ての数も含め、今後、環境審議会でのご意見をいただきながら検討していく。

- ・現行計画の施策体系は、環境分野別に 6 つの柱から構成されている（別添

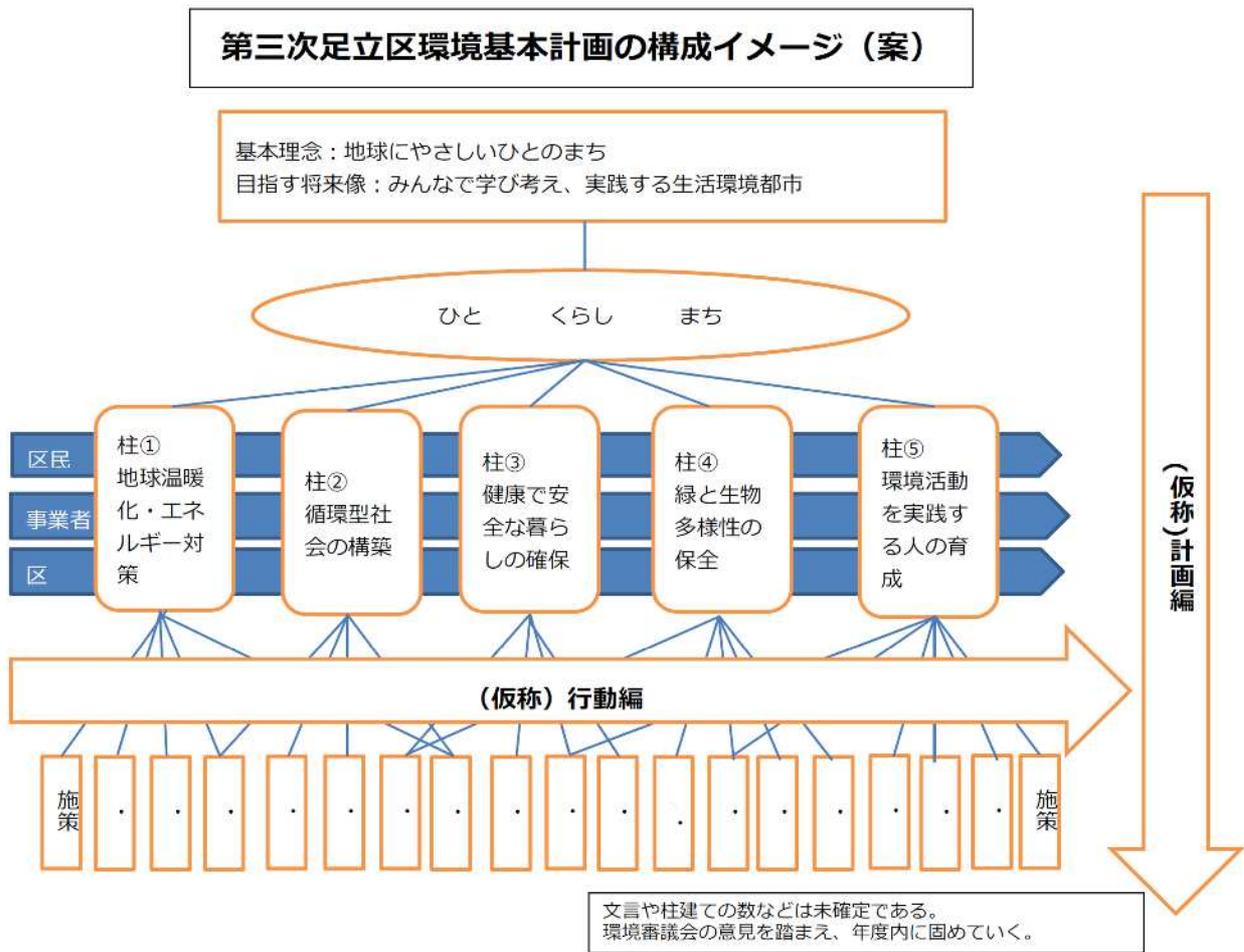
資料 10 ページ)。三次計画においても、環境分野別に柱立てすることが想定される。

- ・ 現行計画の 6 つの柱では、施策の数などにばらつきがあり、分野の重複なども見られることから、柱の統廃合や表現方法について検討が必要である。
- ・ 環境学習や人材育成に関する柱については、現行計画と同様に柱の一つとしての位置付けのほかに、全分野を下支えする分野横断的な取組として位置付けることも考えられる。

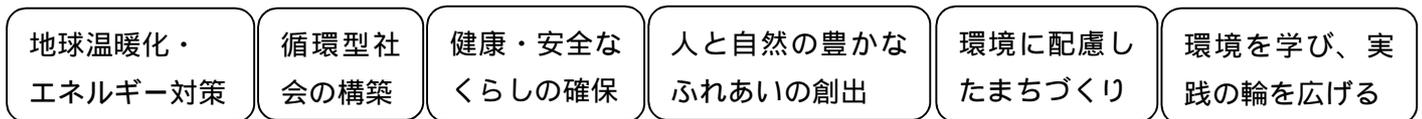
3 環境に関する最近の動向（別添資料 7 ページ）

- (1) 地球温暖化の現状
- (2) 地球温暖化対策の新たな国際的な枠組み
- (3) 国の温室効果ガス排出量の削減目標
- (4) 気候変動の影響への適応計画
- (5) 東京都環境基本計画の中間まとめ

第三次足立区環境基本計画の構成イメージ（ 文言は、イメージするための仮置き）



現行計画の6本の柱



(仮称) 計画編 (縦方向)

基本理念と目指す将来像を示し、将来像を実現するための目標を設定し、環境施策を体系化し推進する。(環境基本条例第8条)

(仮称) 行動編 (横方向)

計画編の目標達成のために区民・事業者・区が行うべき行動や配慮すべき事項を示し、実践を促す。(環境基本条例第9条)

【環境基本条例】
 (環境基本計画)
 第8条 区長は、地域の環境を総合的かつ計画的に保全するとともに、地球環境の保全に寄与するために、足立区環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
 (環境保全行動指針)
 第9条 区長は、前条第2項第1号に掲げる環境の保全に関する目標の実現のため、区、事業者及び区民が環境の保全に関して配慮すべき事項を、足立区環境保全行動指針として策定しなければならない。

4 現行計画の進捗状況と課題について

(1) 指標の達成状況

現行計画の主な指標について、平成 26 年度の進捗状況は以下のとおりである。

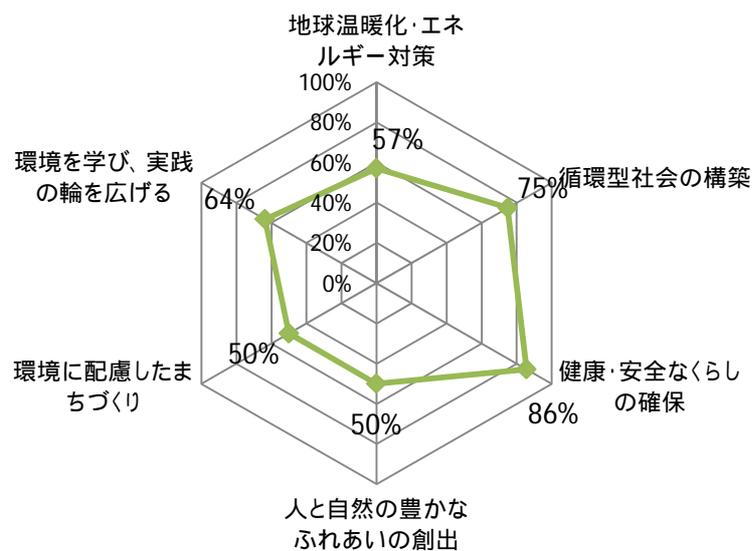
柱	指標	25 年度 実績	26 年度実績 (対前年度比増減)	27 年度 目標値
1) 地球温暖化・エネルギー対策	区内の年間電気使用 (kWh)	25 億 3,708 万	24 億 5,836 万 22 年度比 13% (7,872)	25 億 3,418 万 (22 年度比 10%)
	区内の年間都市ガス使用量 (m ³)	1 億 3,413 万	1 億 3,478 万 (65 万)	1 億 3,589 万 (22 年度比 2%)
2) 循環型社会の構築	ごみ処理量 (トン)	186,079	182,984 22 年度比 4% (3,095)	181,687 22 年度比 5%
3) 健康・安全 なくらしの 確保	ダイオキシン類環境基準適合率(大気) (%)	100	100 (0)	100
4) 人と自然 の豊かなふ れあいの創 出	区内 8 河川のうち BOD 5 以下 (生活 環境の保全に關 する環境基準 : C 類 型) を満たす河川 (河川)	6	7 (1)	6
5) 環境に配 慮したまち づくり(1)	緑視率	14.8	15.1 (0.3)	15.8
6) 身近な環 境配慮行動 に取り組む 人(2)	身近な環境配慮行 動に取り組む人	91,079	96,395 (5,316)	100,000 超

1 : 主な目標としている「樹木被覆率」は、10 年に 1 度の調査のため、日常生活の実感として捉えられる緑の量である「緑視率」(主な測定地点で撮影した写真画面に占める緑の割合)を、経年変化をみる指標として設定。

2 : 省エネノート登録世帯、あだちエコネット事業登録者、環境に関するリーダー・ボランティア、夏休み子どもエコプロジェクト提出者の合計。

現行計画の指標の平成 26 年度進捗状況調査を踏まえ、柱ごとの目標達成率を下図に示した。柱ごとに達成率にばらつきがあり、達成率が低い指標については、詳細な要因分析や指標の妥当性について検討が必要。

	指標数	達成見込み数	参考数値
地球温暖化・エネルギー対策	7	4	2
循環型社会の構築	4	3	
健康・安全な暮らしの確保	7	6	
人と自然の豊かなふれあいの創出	6	3	2
環境に配慮したまちづくり	8	4	
環境を学び、実践の輪を広げる	11	7	
合計	43	27	4



< 第二次環境基本計画における目標の達成率 >

平成 26 年度時点ですでに目標を達成している指標と 27 年度に達成見込みの指標の合計数 ÷ 指標数 × 100

(2) 各分野の現状と課題

各分野の取り組みの現状や今後の課題について、以下に示す。

地球温暖化・エネルギー対策

主要目標の 平成 26 年度実績	区内の電気使用量 22 年度比 12.7% 区内の都市ガス使用量 22 年度比 2.8%
現在の取組状況	・ 7 指標のうち 4 指標で目標達成見込み ・ エネルギー使用量は、震災を契機として減少したが、その後も減少傾向が続いている。意識の定着、設備・機器の省エネ性能向上、太陽光発電の普及拡大などが寄与していると考えられる
今後の課題	・ 太陽光発電の増加ペースの鈍化 ・ 気候変動の影響の分析と適応対策の具体化（熱中症、水害など） ・ 電力・ガスの自由化と連動した、「環境負荷の小さいエネルギーの選択」を促す施策 ・ 水素社会の構築に向けた取り組み ・ 地域連携による CO2 吸収を増やす森林整備 ・ 地域連携による再生可能エネルギー利用拡大

循環型社会の構築

主要目標の 平成 26 年度実績	区内のごみ処理量 22 年度比 4.3%
現在の取組状況	・ 4 指標のうち 3 指標で目標達成見込み ・ ごみ処理量は減少しているが、家庭からの収集ごみは 22 年度から約 6% 減少した一方、事業者からの持ち込みごみは約 2% 増加
今後の課題	・ 分別の徹底による資源化推進とごみの減量 ・ リサイクル事業は全国的にも先進的な取組を進めており、区の特徴でもあるので、今後、さらなる展開の検討 ・ 3 R、とりわけリデュース意識を高める取り組み ・ ごみ処理量ではなく、ごみを排出する区民や事業者にとってわかりやすい表現や指標が必要(前回環境審議会でのご意見)

健康・安全な暮らしの確保

主要目標の 平成 26 年度実績	大気中のダイオキシン類環境基準適合率 100%
現在の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7 指標のうち 6 指標で目標達成見込み ・ おおむね環境基準に適合しており、現時点では環境が悪化する傾向はみられず、維持できている
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策数は多いものの、区が主体的に取り組むことができる施策が少なく、ほとんどはモニタリング調査が中心 ・ 計画における位置づけや表現の仕方に工夫が必要 ・ 更新時期を迎える建物解体の増加に伴うアスベスト対策

人と自然の豊かなふれあいの創出

主要目標の 平成 26 年度実績	区内 8 河川のうち 7 河川が川の汚れを示す B O D が 5 以下で生活環境の保全に関する環境基準を満たしている
現在の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 指標のうち 3 指標で目標達成見込み ・ 自然や生きものと触れ合う機会を提供しているが、場所や対象者、参加者が限定的であり、広がり欠ける面もある
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「5. 環境に配慮したまちづくり」と関連する部分も多く再整理が必要 ・ 区内の貴重な自然は、河川、公園や街路樹が主であるが、安全・安心、作業効率などに重きを置いた整備や維持管理とならざるを得ず、都市部ならではの生物多様性保全のあり方を検討していくことが必要 ・ 生物多様性の大切さを実感として理解できるような環境教育の展開が必要

環境に配慮したまちづくり

主要目標の 平成 26 年度実績	経年変化をみる緑視率は 15.1%で前年より 0.3 ポイント増加
現在の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 指標のうち 4 指標で目標達成見込み ・ 学校の改築に合わせた緑化や、開発事業者に対する緑化計画書提出などで緑化を進めている
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮したまちづくりという柱ではあるが、主に緑化と景観が対象である ・ エネルギーの効率的な利用やヒートアイランド対策、生物多様性保全など他の柱と関連するまちづくりをどのように整理するか、柱立ての検討が必要である ・ 区が進めるエリアデザインへの環境側面からのアプローチを検討する必要がある ・ 高齢化により空き家、ごみ屋敷が増加することが懸念される

環境を学び、実践の輪を広げる

主要目標の 平成 26 年度実績	身近な環境配慮行動に取り組む人が 96,395 人で 前年より 5,316 人増加
現在の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11 指標のうち 7 指標で目標達成見込み ・ 小学生から大人まで環境学習の機会を体系化し、環境に関心を持つきっかけとなるイベントの参加者も増えている
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境リーダーなど、教育を受けた人材の活躍の場の確保が必要 ・ 未就学児と保護者の環境学習の機会の創出 ・ 大学との連携事業など、区内資源を活用した、足立区らしい取り組みの検討が必要。 ・ 学校教育との連携を密にすることが望ましいが、現場の負担を考慮すると難しい面がある

件名	省エネ法及び都環境確保条例に基づく報告書の提出について						
所管部課名	資産管理部庁舎管理課						
事業(結果)の概要	省エネ法による報告数値および都環境確保条例による報告数値が、審査の結果確定したので報告する。						
	1 省エネ法による定期報告書の提出						
	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)では、事業者単位(区長部局と教育委員会)で所管する施設の年度ごとのエネルギー使用量を原油換算し、対前年度比 1%削減の努力義務が課されている。						
	(1)定期報告書						
	平成 26 年度実績と対前年度比較及び過去の実績と対前年度比較						
	年	区長部局()内は本庁舎		教育委員会		足立区合計	
	度	原油換算(kℓ)	対前年度比	原油換算(kℓ)	前年度比	原油換算(kℓ)	前年度比
	21	7,727(2,793)		11,383		19,110	
	22	8,092(2,865)	4.7(2.6)%	11,976	5.2%	20,068	5.0%
	23	8,446(2,644)	4.4(-7.7)%	8,078	-32.5%	16,524	-17.7%
24	8,904(2,655)	5.4(0.4)%	8,250	2.1%	17,154	3.8%	
25	8,926(2,729)	0.2(2.8)%	8,529	3.4%	17,455	1.8%	
26	8,570(2,683)	-4.0(-1.7)%	8,480	-0.6%	17,050	-3.4%	
23 年度は、東日本大震災後の節電対策により施設の一部を閉鎖するなど利用を停止していたため 22 年度に比べ大幅な減となった。							
24 年度は、照明を間引くなどの節電を継続していたが、施設を通常に開設したこともあり、23 年度に比べ区全体で 3.8%の増加となった。							
25 年度は、昨年度に引き続き日常的な節電に努めたが、24 年度に比べ区全体で 1.8%の増加となった。							
26 年度は、昨年度に引き続き日常的な節電に努めた結果、25 年度に比べ区全体で 3.4%の減となった。							

2 都環境確保条例による地球温暖化対策報告書の提出

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（都環境確保条例）により、平成22年度から26年度の5年間、本庁舎のCO₂排出総量を各年4,663t（基準排出量5,068tを8%削減した量）に抑制することが義務づけられている。これについては、下表(1)のとおり達成した。

(1)本庁舎のCO₂排出量（上限：4,663t）

単位：(t)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	5年計
排出量	4,471	4,158	4,256	4,384	4,245	21,514

(2)区長部局(本庁舎除く)と教育委員会の26年度実績と対前年度比較

【原油換算エネルギー使用量】

年度	区長部局		教育委員会		合計		
	施設	原油換算 (kℓ)	施設	原油換算 (kℓ)	施設	原油換算 (kℓ)	対前年度比
21	23	1,575	129	10,378	152	11,953	
22	24	1,723	128	10,960	152	12,683	6.1%
23	33	3,666	111	6,721	144	10,387	-18.1%
24	34	3,970	111	6,883	145	10,853	4.5%
25	33	4,001	111	7,313	144	11,314	4.2%
26	33	3,955	111	7,164	144	11,119	-1.8%

環境確保条例における報告対象は、エネルギー使用量が原油換算で30kℓ/年以上の施設であるため、省エネ法における数値よりも少ない。

【温室効果ガス排出量（参考）】

年度	区長部局	教育委員会	合計	
	CO ₂ 排出量(t)	CO ₂ 排出量(t)	CO ₂ 排出量(t)	対前年度比
21	2,591	17,415	20,006	
22	2,842	18,390	21,232	6.1%
23	5,985	11,626	17,611	-17.1%
24	6,456	11,849	18,305	3.9%
25	6,476	12,493	18,969	3.6%
26	6,385	12,227	18,612	-1.9%

3 今後の方針

区施設においては、省エネ法ならびに都環境確保条例で課されている削減目標を果たしていくよう、日常的な節電を継続し省エネに取り組んでいく。